

○鎌倉市議会政策提言の実施に関する要綱

令和3年2月18日議会告示第6号

鎌倉市議会政策提言の実施に関する要綱を次のように定める。

鎌倉市議会政策提言の実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鎌倉市議会基本条例（平成26年12月条例第25号）第3条第4号及び第5号並びに第6条第4項第1号に規定する政策提言（以下「提言」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(提言の定義)

第2条 提言とは、議会が主体となって将来の鎌倉市の政策に関する立案を行い、その内容を取りまとめた文書（以下「提言書」という。）を市長等に送付することで政策の実現を目指すことをいう。

2 現行の政策に対する意見・要望等は、提言として取り扱わない。

(提言の方法)

第3条 議会は、次の方法により提言をまとめるものとする。

(1) 政策法務研究会等の政策研究活動における協議

(2) 議会報告会等において聴取した市民意見を踏まえた所管委員会における協議

(提言の要件)

第4条 提言書は、提出者を含め3名以上の議員が連署の上、随時、議長に提出できるものとする。

2 提言書には、提言に至った経過、目的及び提言事項を記載しなければならない。

(提言の手続)

第5条 議長は、提言書が提出されたときは、次の手続を経なければならない。

(1) 第3条第1号の提言については、議会全員協議会を開催し、出席議員の過半数の賛成により、提言の実施を決定すること。

(2) 第3条第2号の提言については、各派代表者会議を開催し、全会派一致により、提言の実施を決定すること。

(提言の送付手続)

第6条 市長等への提言の送付は、次のとおり行う。

(1) 議長は、市長等に提言内容を説明した後、提言書を手交する。

(2) 議長は、市長等に提言を送付したときは、提言書を会議システムにより全議員に配信するとともに、次回本会議における諸般の報告に登載するほか、市議会ホームページにおいて公表する。

(提言の効力)

第7条 議長は、提言書を送付したときは、市長等に対し、提言の内容を尊重し、実施に努めるよう求めるものとする。

2 議長は、市長等に対し、提言の採否について、報告を行うよう求めるものとする。

3 議長は、前項により市長等から報告が行われたときは、その内容を会議システムにより全議員に配信するとともに、次回本会議における諸般の報告に登載するほか、市議会ホームページにおいて公表する。

(その他)

第8条 この要綱で定めるもののほか、提言の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この要綱は、告示の日から施行する。